

## 情報公開規程

1. 公益社団法人全国病院理学療法協会（以下、「この法人」という。）の情報公開に係る事項は、この規程による。
2. この法人は、公益法人としての責務を自覚し、更なる貢献を目的として、この規程に基づき情報公開を計画的、かつ積極的に展開する。
3. 情報公開の手段は、この法人が発行する広報、及びインターネット、並びに閲覧、その他とし、閲覧については別に定める。
4. 情報公開に係る主管部局は、情報管理局とする。
5. 「広報」による情報公開は、毎年度の事業計画書・予算書・事業報告書・決算報告書・監査報告書（何れも中間報告を含む）等をはじめ、常任理事会・理事会・代議員会・代議員総会及び関連する各種会議の議事録、並びに選挙等に関する公報・通知等、協会運営に係る全ての重要事項を掲載公開し、またこれらの資料を協会事務所の定位置において閲覧可能な状態に保管する。
6. 「インターネット」による公開は、「広報」による公開が、この法人の会員及び関連団体に限定されるのを補い、広く一般社会に情報提供を行う目的で段階的に行う。
7. 「インターネット」による平成16年度の公開は、協会の概要・組織機構・役員構成・主要事業・主要会議等と共に、特に運動療法機能訓練技能講習会に係る資料を正確に公開して周知を図り、社会の便に供する。
8. 「インターネット」による平成17年度以降の公開については、技能講習会及び、技能認定登録者に係る情報を補強し、また診療報酬や介護保険関係について積極的に資料提供を行い、平成18年度中には「広報」に近い情報公開を目指して努力する。
9. 公益社団法人設立以後も、幅広い情報公開を目指して努力する。
10. この規程の改廃は理事会で行う。

### 附則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。